

各位

平成28年6月27日

上場会社名株式会社パスポート 代表 者名 代表取締役社長 水野 純 (コード番号 7577)

問合せ先責任者 常務取締役管理本部長

兼総合企画部長 久保田 勝美 TEL (03) 3494-4497

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

平成28年6月27日開催の取締役会において、以下のとおり、平成28年8月5日開催予定の臨時 株主総会において「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日) を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、今般当社親会社に該当 することになりました健康コーポレーション株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算な らびに業績開示等をより適切に行えるようにするため、これを毎年4月1日から翌年3月31日までに 変更いたします。

これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 47 条、第 48 条及び第 49 条に所要の変更を行うも のであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在: 毎年2月末日 変 更 後: 毎年3月31日

(注)決算期変更の経過期間となる第49期事業年度は、平成28年3月1日から平成29年3月31日まで の13か月決算となる予定であります。

3. 定款の一部変更

変更の内容は以下のとおりであります。下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(基準日) 第11条 当会社は、毎年 <u>2</u> 月末日の最終の 株主名簿に記載または記録され た議決権を有する株主をもって、 その事業年度に関する定時株主 総会において株主の権利を行使 することができる株主とする。	(基準日) 第11条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
(略)	(略)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>5</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要 がある場合に招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必 要がある場合に招集する。
(略)	(略)
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第47条 当会社の事業年度は、毎年 <u>3月1</u> <u>日</u> から翌年 <u>2月末日</u> までとする。	(事業年度) 第47条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月</u> <u>1日から翌年3月31日</u> までと する。
(期末配当金) 第48条 当会社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	(期末配当金) 第48条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対 し、金銭による剰余金の配当(以 下「期末配当金」という。)を 支払う。
(中間配当金) 第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主 名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対し、 会社法第454条第5項に定める剰 余金の配当(以下「中間配当金」 という。)をすることができる。	(中間配当金) 第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。
(略) (新設)	(略) <u>附則</u>
	第1条 第47条(事業年度)の規定にか かわず、平成28年3月1日から 始まる第49期事業年度は、平成 29年3月31日までの13か月間と する。
	第2条 第49条(中間配当金)の規定に かかわらず、第49期事業年度の 中間配当金の基準日は平成28年 8月31日とする。
	第3条 本附則は、第49期事業年度経過 後は、これを削除する。

4. 今後の見通し

第49期(平成28年3月1日から平成29年3月31日)の業績見通しにつきましては、平成29年3月期第1四半期決算短信発表時を目途に開示いたします。

以 上